

がけ地近接等危険住宅移転事業を使って 住宅の移転を支援します



上限

約**829万円**を
補助します!!

補助対象

現に居住している危険住宅であり、安全な場所に移転し、危険住宅を除去することが要件です。

- ・申請者は危険住宅の所有者等に限ります。
- ・危険住宅とは ①から③の区域内の「既存不適格住宅※」
①から⑤の区域内で県知事又は市長が是正勧告等を行った住宅

1

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

※建築基準法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

2

がけ条例適用区域

※建築基準法・鹿児島県建築基準法施行条例

3

土砂災害特別警戒区域

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

4

土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

5

過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

※「既存不適格住宅」

①から③の区域が指定又は制限を受けた際に、その区域に存する住宅又は建築工事中の住宅

▼補助金を受けるには条件があります。詳しくは裏面をご確認下さい▼

／まずはお気軽にご相談ください／

ウチの家は対象となるの？
補助金について聞きたい！ など



【お問い合わせ】
霧島市役所 建築住宅課
TEL：0995-64-0734

詳細は市ホームページより
ご確認ください



補助内容

●危険住宅の除却費等

除却工事費、動産移転費(引っ越し費用)、仮住居費

上限97万5千円

●建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設・購入・改修に要する費用(借入金の利子の相当額)

上限731万8千円 (建物465万円・土地206万円
敷地造成60万8千円)

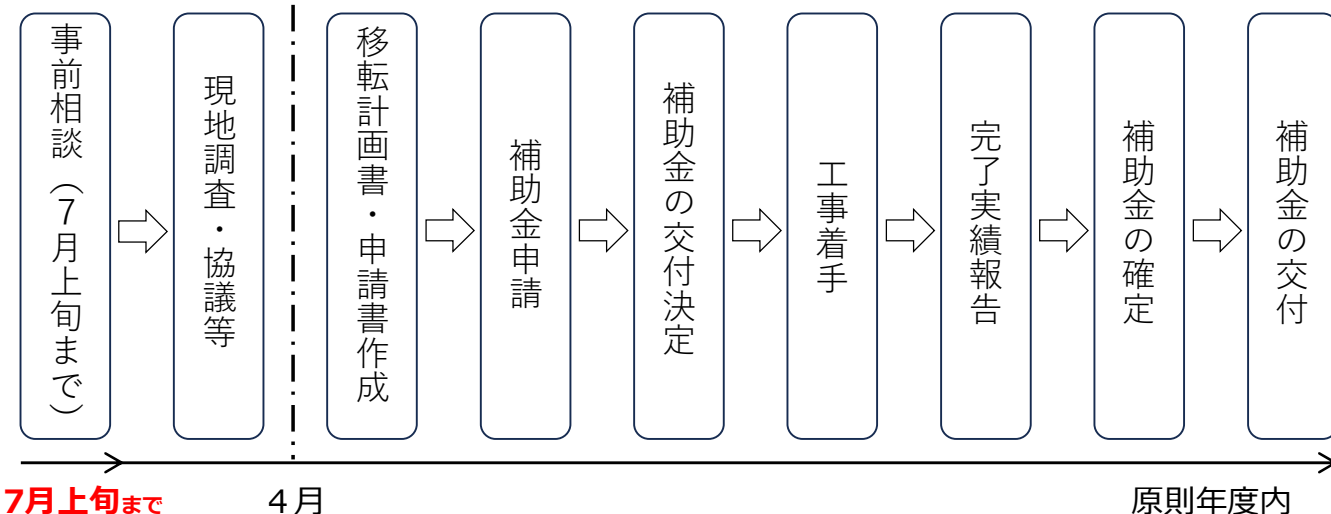
申請の流れ

補助を受ける場合、補助金を受ける前年度の7月上旬までに事前に相談を行う必要があります。

(例) 令和9年度に補助金交付を考えている場合のスケジュール

【令和8年度】

【令和9年度】



注意事項

- 必ず事前相談が必要です。補助を受ける年度の前年度の7月上旬までに行ってください。
 - 施工事業者等と契約を進めるなど補助金申請前の着手や着手後の申請については補助の対象外となりますのでご注意ください。
 - 原則、移転前の危険住宅は除却しなければならず、除却後は同一場所への住居の再建築はできません。
 - 危険住宅や土地に抵当権等がある場合、危険住宅や土地が共有物の場合、所有者と居住者が異なる場合は、事業の実施についてそれらの方々の同意が必要になります。
 - 建物助成費の補助を受ける場合、金融機関への融資金の一括返済等はありません。
 - 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合する必要があります。
 - (1)災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)外に存すること。
 - (2)土砂災害特別警戒区域外に存すること。
 - (3)浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る)に該当する区域外に存すること。
 - (4)都市再生特別措置法第88条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと。
 - (5)建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。
- ※その他、補助を受けたい内容等に応じて条件がありますので先ずはご相談下さい。